

5 給付基礎日額・保険料

(1) 給付基礎日額

給付基礎日額とは、保険料や、休業（補償）等給付などの給付額を算定する基礎となるもので、申請に基づいて、労働局長が決定します。給付基礎日額が低い場合は、保険料が安くなりますが、その分、休業（補償）等給付などの給付額も少なくなりますので、十分ご留意の上、適正な額を申請してください。

給付基礎日額を変更したい場合は、事前（3月2日～3月31日）に「給付基礎日額変更申請書」を監督署長を経由して労働局長あて提出することによって、翌年度より変更することができます。

また、労働保険の年度更新期間中にも「給付基礎日額変更申請書」により当年度に適用される給付基礎日額の変更が可能です。

ただし、災害発生前に申請することが前提になります。給付基礎日額変更申請書を提出する前に災害が発生している場合は、当年度の給付基礎日額変更は認められませんので、給付基礎日額の変更を検討されている方は、事前の手続きをお勧めします。

(2) 保険料

年間保険料は、保険料算定基礎額（給付基礎日額×365）にそれぞれの事業に定められた保険料率（表3参照）を乗じたものとなります。

なお、年度途中で、新たに特別加入者となった場合や特別加入者でなくなった場合には、その年度内の特別加入月数（1か月未満の端数があるときは、これを1か月とします）に応じた保険料算定基礎額により保険料を算出します。

表2 給付基礎日額・保険料一覧表

給付基礎日額 A	保険料算定基礎額 B=A×365日	年 間 保 険 料	
		年間保険料=保険料算定基礎額(注2)×保険料率	
		(例1) 特定農作業従事者の場合 保険料率 9/1000	(例2) 職場適応訓練従事者の場合 保険料率 3/1000
25,000円	9,125,000円	82,125円	27,375円
24,000円	8,760,000円	78,840円	26,280円
22,000円	8,030,000円	72,270円	24,090円
20,000円	7,300,000円	65,700円	21,900円
18,000円	6,570,000円	59,130円	19,710円
16,000円	5,840,000円	52,560円	17,520円
14,000円	5,110,000円	45,990円	15,330円
12,000円	4,380,000円	39,420円	13,140円
10,000円	3,650,000円	32,850円	10,950円
9,000円	3,285,000円	29,565円	9,855円
8,000円	2,920,000円	26,280円	8,760円
7,000円	2,555,000円	22,995円	7,665円
6,000円	2,190,000円	19,710円	6,570円
5,000円	1,825,000円	16,425円	5,475円
4,000円	1,460,000円	13,140円	4,380円
3,500円	(注2) 1,277,500円	11,493円	3,831円
(注1)(3,000円)	(1,095,000円)		
(2,500円)	(注2)(912,500円)		
(2,000円)	(730,000円)		

(注1) () 内の給付基礎日額および保険料算定基礎額については、家内労働者等についてのみ適用されます。

(注2) 特別加入者全員の保険料算定基礎額を合計した額に千円未満の端数が生じるときは端数切り捨てとなります。

表3 第2種特別加入保険料率表

特別加入の種類		料率
特定農作業従事者		9/1000
指定農業機械作業従事者		3/1000
職場適応訓練従事者		3/1000
事業主団体等委託訓練従事者		3/1000
家内労働者等	プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤またはフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布または紙の加工の作業	15/1000
	金属製洋食器、刃物、バルブまたはコックの製造または加工に関する作業のうち、以下のいずれかに当たるもの ・研削盤やバフ盤を使用して行う研削または研まの作業 ・溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ、焼きもどしの作業	15/1000
	有機溶剤、有機溶剤含有物または特別有機溶剤等を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの ・履物、鞆、袋物、服装用ベルト、グラブ、ミット（化学物質製、皮製、布製のものに限る） ・木製または合成樹脂製の漆器	6/1000
	陶磁器の製造に関する作業のうち、以下のいずれかに当たるもの ・粉じん作業 ・鉛化合物を含有する釉薬を使って行う施釉の作業 ・鉛化合物を含有する絵具を使って行う絵付けの作業 ・施釉、絵付けを行ったものの焼成の作業	17/1000
	動力により駆動する合糸機、撚糸機または織機を使用して行う作業	3/1000
	木工機械を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの ・仏壇 ・木製または竹製の食器	18/1000
労働組合等の一人専従役員(委員長等の代表者)		3/1000
介護作業従事者および家事支援従事者 ※		5/1000
芸能関係作業従事者		3/1000
アニメーション制作作業従事者		3/1000
I T フ リ ー ラ ン ス		3/1000

※実際に行う作業が「介護作業」と「家事支援作業」の両方であっても、特別加入する際の整理上は、「介護作業従事者および家事支援従事者」として保険料率5/1000が適用されて加入することとなりますので、「介護作業従事者」、「家事支援従事者」として別個の保険料を負担する必要はありません。